平成３０年（フ）第９号
熊本県天草郡苓北町志岐1993番地２　カネマツアパート７号、前住所熊本県天草市志柿町5304番地70　知ケ崎団地230号
破産者　藤波　新吾
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第３９号
宮崎市江平中町３番地１　竹尾ビル301号
破産者　田中　孝彦
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５５号
宮崎県西都市大字三納2045番地、住民票上の住所宮崎県西都市大字加勢1960番地
破産者　津江　清子（旧姓古財）
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２７号
宮崎県都城市蓑原町2344番地５
破産者　馬場　麻美
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２８号
宮崎県都城市下川東１丁目２号６番地
破産者　新原　由果
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２９号
宮崎県都城市蓑原町1841番地１　ひかりタウンＧ棟
破産者　小林　竜也
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３２号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ302号
破産者　芳賀　直也
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３３号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目10番６―504号
破産者　小路　直美
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目11番25号　山下アパート１Ｆ
破産者　畠中　弘恵
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５１号
鹿児島県鹿児島市南郡元町６番10号　リードｉｎ南郡元４－Ａ号
破産者　岩泉　大豪
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２３号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｅ棟402号室
破産者　中島　真美
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3743番地１　エルサ・ラクシナ平佐102
破産者　児島　希望
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第１５０号
東京都足立区興野２－２―18
再生債務者　南川　博美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第２２号
高知市種崎432番地８　ラピス３―202
再生債務者　山本　　忍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第４９号
静岡県藤枝市清里２丁目８番地の14
再生債務者　岡田　尚幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月14日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第８１４号
東京都江戸川区江戸川５－２―14―201（住民票上の住所）東京都府中市小柳町４―33―25
再生債務者　須賀　教江
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６４３号
大分県大分市大字市1137番地の４
再生債務者　荒巻　靖之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８０１号
東京都世田谷区千歳台３－６－９―601
再生債務者　石井喜代志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７３号
静岡県焼津市三ケ名603番地の８
再生債務者　鄭　　相国
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月14日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２９号
大分市大字畑中303番地（Ｃ203）　（開始決定時の住所）大分市大字畑中303番地（Ｄ403）
再生債務者　森　　新也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月14日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第４７号
大分市大字光吉1324番地の22
再生債務者　首藤　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月14日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係